

武蔵村山市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な
集団活動事業の利用支援事業実施要綱

令和4年10月7日

武蔵村山市訓令（乙）第162号

（目的）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する対象幼児の保護者に対し、利用料の一部を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在籍する全ての幼児を対象に保育等を提供している、標準的な開所時間がおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等（次に掲げるものを除く。）のうち、別表に定める基準を満たし、かつ、第4条の規定による市長の決定を受けたものをいう。

ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数のおおむね半数を超えない施設等を除く。）

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する保育等につ

いて、対象施設等が保護者から徴収する利用料（入園料、施設整備費、延長保育又は預かり保育、実費徴収費（食材費、通園費その他の対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）その他これらに類するものを除く。）をいう。

(3) 対象幼児 武蔵村山市内（以下「市内」という。）に住所を有する満3歳以上の小学校就学前の幼児のうち、対象施設等をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業として実施する企業主導型保育事業を利用している者

(4) 集団指導 武蔵村山市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うことをいう。

（基準適合審査の申請）

第3条 対象施設等として市長の決定を受けようとする者は、武蔵村山市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（対象施設等の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定し、又は却下したときは、武蔵村山市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等（決定・却下）通知書（第2号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条の規定による対象施設等の決定を受けたときは、対象施設等としての決定を取り消すことができる。

(対象費用)

第6条 給付金の支給の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払った利用料とする。

(給付額等)

第7条 給付金は、月を単位として算定するものとし、4月から9月までの月分を前期分として、10月から翌年3月までの月分を後期分として支給する。

2 対象幼児1人当たりの支給額は、1月につき20,000円を上限とし、対象幼児の保護者が対象施設等に支払った利用料の額に相当する額とする。ただし、第4条の規定により対象施設等としての決定を受けた日の属する年度の前年度以前過去3年度（開設期間が3年に満たない対象施設等にあつては、当該対象施設等の開設時から第4条の規定による申請時点までの期間）分の利用料の月額総額を当該期間の月数で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を上限とする。

(給付金の支給申請等)

第8条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、武蔵村山市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給申請書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、前期分については9月30日までに、後期分については3月31日までに市長に申請しなければならない。

(支給決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、給付金を支給し、又は支給しないことを決定したときは、武蔵村山市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事

業給付金（支給・不支給）決定通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 対象施設等は、前項の規定により給付金の支給決定を受けた保護者（以下「支給決定者」という。）の幼児の在園状況について、9月及び3月に月毎の在籍名簿（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

（支給の方法）

第10条 給付金の支給は、支給決定者が指定した金融機関の口座に、直接振り込む方法によるものとする。

（支給決定の取消し）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたときは、第9条の規定による支給決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、武蔵村山市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給決定取消通知書（第6号様式）により当該支給決定を取り消した者に通知する。

（給付金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- 2 前項の規定による給付金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

（関係書類の整備）

第13条 対象施設等は、事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（給付金に関する報告等）

第14条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、支給決定者若しくはその代理人に対し報告を求め、又は調査することができる。

(指導及び監査)

第15条 市長は、対象施設等に別表に定める基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から必要があると認めるときは、対象施設等に対して、この要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

2 市長は、特に必要と認めるときは、実地により個別に指導又は対象施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年10月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第8条の規定の適用については、令和4年度に限り、同項中「9月30日」とあるのは、「12月28日」とする。

別表（第2条関係）

対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 保育に従事する者の数	保育に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
2 保育に従事する者の資格	次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこと。 (1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設等 保育に従事する者のおおむね3分の

	<p>1 は、教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士又は看護師（准看護師を含む。）（以下これらの者を「有資格者」という。）であること。</p> <p>(2) 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設等 保育に従事する者のおおむね 3 分の 1 は、有資格者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。</p>
<p>3 保育室等の面積及び構造設備</p>	<p>(1) 保育室の面積は、幼児 1 人当たりおおむね 1. 6 5 平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 調理室（給食を実施する場合に限る。自らの施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。</p>
<p>4 非常災害に対する措置</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこと。</p> <p>(1) 建物内において保育等を実施している場合 次に掲げる要件を満たしていること。 ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的訓練を実施すること。 ウ 保育室を 2 階に設ける建物は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物、保育室を 3 階以上に設ける建物は、耐火建築物であ</p>

	<p>ること。</p> <p>(2) 野外において保育等を実施している場合 保育等の実態に応じて必要と考えられる措置を採ること。</p>
5 保育の内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育及び保育の計画を策定し、実施していること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6 給食（給食を実施している場合に限る。）	<p>(1) 幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。</p> <p>(2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。</p>
7 健康管理及び安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うために必要な安全管理を行うこと。</p>
8 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。</p>
9 職員及び幼児の帳簿の整備	<p>職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備していること。</p>
10 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>